

9. 日本前近代史の諸問題(2) — 荘園公領制と権門体制 / 中世

2025.12. 1. 大橋 幸泰

はじめに

中世秩序の根幹 / 11C 後 ~ 12C の院政期に形成

- a. 経済体制 / 荘園という私領と国衙領という公領により成り立つ **荘園公領制**
- b. 政治体制 / 権門勢家(武家・公家・寺家)により成り立つ **権門体制**

→ 本日は、中世秩序を支えた荘園公領制と権門体制の成立・構造とその変質を検討

1. 荘園公領制の構造

律令の矛盾による在地社会の混乱を背景に、請負制による公領(国衙領)と私領(荘園)の支配体制へ

(1) 朝廷による公領の再編成

開発領主の開発地を公領に組み込み、公領全体を郷・保という行政単位に再編成

- ・ 在庁官人(郷司・保司)の任免権は、受領が保持 / 開発領主が在庁官人として徴税を請け負う
- ・ 受領の任免権は、中央の有力者が保持 / 特定地域の知行国主として支配

(2) 開発領主の動向

開発領主のなかには、開発地が公領に組み込まれることを嫌う者も存在

→ 開発地(私領)経営の安定化を企図して、上位有力者へ寄進 / 荘園の蓄積と拡大

- a. 開発領主からの契機 / 開発領主は、徴税を請け負う現地責任者としての荘官(下司・公文)になることを条件に、私領を上位の有力者に寄進
- b. 中央の有力者からの契機 / 中央の有力者は、寄進された私領の他、その周囲を含めた地域全体を荘園として認可するように画策

→ 領域型荘園の成立(12C 中、鳥羽院政期がピーク)

公領の支配構造 / 知行国主 — 受領 — 在庁官人(郷司・保司) — 名主 — 作人

荘園の支配構造 / 本家 — 領家 — 預所 — 荘官(下司・公文) — 名主 — 作人

荘園公領制における職(しき)の重層的構造

* 職とは、職務とそれに付随した得分権(地位・権利)

2. 武家権門の成立と拡大

(1) 武家権門の登場

10 ~ 11C、律令制の変質ともなう在地社会の混乱 / 受領とその地域の富豪層との確執

→ 軍事貴族の派遣 / 特に平氏と源氏 / その延長線上に、12C 後、平氏政権を経て鎌倉幕府の成立

* ただし、当初は東国政権 / 西国の御家人は、公家権門との関係(在庁官人や荘官としての立場)も保持

→ 承久の乱(1221)を経て、ようやく西国への武家権門の支配権浸透

(2) 武家権門(鎌倉幕府)の構造

a. 幕府の財政基盤

関東御分国という知行国 / 関東御領という荘園(平家没官領と承久の乱後の没収地)

b. 守護・地頭制 / 荘園・公領へ幕府が介入する手段

守護 / 国ごとに設置、御家人を指揮して、大犯三箇条(大番催促・謀叛人逮捕・殺害人逮捕)を職務

地頭／公領・荘園を単位に設置、徴税・治安維持の権限をもって公領・荘園を現地支配
c.御家人制／将軍と御家人の主従関係を保持する仕組み
御恩／地頭職を補任するという形で、御恩を与える
奉公／軍役(戦時の従軍、京都大番役、鎌倉番役)を務めることによって奉公を果たす
* 荘園公領制への依存と介入により、武家権門(鎌倉幕府)の勢力が拡大

(3) 地頭の領主化

在地社会では、地頭と在庁官人(公領)・荘官(荘園)との確執が顕在化
→地頭請・下地中分による解決法が登場／地頭の領主化が進行
*たとえば、紀伊国阿豆河荘の「百姓申状」(1275、地頭湯浅氏の非法を糾弾)

3. 寺家権門の成立と転回

(1) 寺家権門の登場

8C、鎮護国家の手段としての国家仏教／律令制の矛盾による社会不安の払拭を企図
→9C、最澄(天台宗)・空海(真言宗)による密教の伝授を契機に、顕密仏教と呼ばれる仏教体系が形成
*顕教と密教の組み合わせからなる仏教の意／天台宗・真言宗を基軸に、密教を重視
顕教／言語で表される教え ←→ 密教／凡夫にはうかがいしれない秘密の教え
→律令制の機能停止による社会不安から末法思想が普及／「正法→像法→末法」という、一種の終末思想
*末法到来は永承7年(1052)であるという説がもっとも流布
→末法思想の影響による浄土信仰が流行／これを背景に、顕密仏教の流布とともに、寺院勢力の拡大
*支配層の仏教への恩頼感から、王法仏法相依論の登場／有力寺院は権門勢家の一翼を形成

(2) 顕密仏教の変容

顕密仏教の成立／政治手段としての仏教から、人々を救済する仏教への転換を意味する
*ただし、中世前期の段階では、あくまで支配層の精神的支柱／中世宗教の正統
→現実の飢饉・戦乱など情勢不安のなかで、中下層民救済の欲求が高揚
ア.顕密仏教の内部から改革派が出現／貞慶・高弁(明恵)・叡尊・忍性などによる顕密仏教改革
イ.顕密仏教に対抗する“異端”が出現／法然・親鸞などによる鎌倉仏教

以上の動向を基盤に、仏教の民衆化・習俗化が徐々に進行／二つの方向

- a. アニミズム的汎神論を淵源とする民間の素朴な神祇信仰(神観念)と融合／民衆レベルの神仏習合促進
- b. 専修念仏の場合、絶対他力(ひたすら阿弥陀仏の本願による救済だけを願う)にともなう神祇不拝

4. 留意すべき点

(1) 荘園公領制の原理

個別人身支配から請負制へ徴税原理が転換／荘園公領制の成立
→この支配層が、律令の機能停止過程のなかで権力を掌握することになった権門勢家(武家・公家・寺家)
* 荘園公領制とは、国家によって保障された、権門勢家による大土地所有制度

(2) 権門体制の構造

中世では、公家権門とともに武家権門と寺家権門が、三つどもえで権門体制を支えた
→ただし、三者のバランスが常に保たれていたのではない／13C以降、徐々に権門体制が変容
①武家権門の肥大化、②寺家権門を支える顕密仏教の革新運動と異端的仏教の展開

(3) 宗教の内実

この時代、「神道」は未成熟／基軸となる宗教は仏教
→単独の「神国」思想は存在しない／必ず「仏国」とセットで表出／基本的に、19C近世末まで継続

おわりに

武家権門の勢力拡大／荘園公領制の変質を促す
寺家権門の変容／仏教の民衆化・習俗化の進行を促す

【参考文献】

五味文彦『日本の歴史 4 武士の時代』（岩波書店、岩波ジュニア新書、2000年）
山本幸司『日本の歴史 09 頼朝の天下草創』（講談社、2001年、のち講談社学術文庫に2009年再刊）
黒田俊雄『日本中世の国家と宗教』（岩波書店、1975年）
平 雅行『日本中世の社会と仏教』（塙書房、1992年）
高橋典幸編『日本史の現在 2 中世』（山川出版社、2024年）

【付 記】

- ・明日までに、Waseda Moodle にて講義記録の提出を求める。
- ・小レポート提出期限 2026 年 1 月 18 日／小レポートを提出した者が試験（2026 年 1 月 26 日）の受験資格を有する。